

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
、 二二	、 三九	、 三三	、 四三	、 一八	、 二〇	、 二一	、 二九	、 二八	、 二七	、 三四	、 三〇	、 三〇	、 二四	、 二七	、 二七	、 三三	、 三一
、 一九	、 三二	、 二六	、 三五	、 一五	、 一七	、 一八	、 二四	、 二四	、 二三	、 二九	、 二五	、 二五	、 二〇	、 二二	、 二三	、 二七	、 二六

# 鳥取縣公報

昭和十九年二月二十五日  
第一千五百四號

金曜日

34	35	36	37	38	39	59	60	61	101
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
、 四七	、 三四	、 三五	、 八八	同	同	、 二三	、 五一	、 八九	一〇〇枚
、 四〇	、 二九	、 二九	、 七四	一〇枚	一冊	、 一九	、 四二	、 七四	一〇〇〇枚

## 目次

- 告 示
- 農用カーバイト瓦斯發生裝置ノ最高販賣價格指定 一頁
  - 櫛質棕梠皮棕梠葉集荷取扱要綱 二頁
  - 文化飯櫃ノ販賣價格指定 一頁
  - 竹製雨樋受ノ最高販賣價格指定 三頁
  - 種馬配合検査實施 四頁
  - 牧野特定地指定 五頁
  - 假設建築物建築許可 六頁
  - 商工經濟會會員指定 六頁
  - 産婆名簿訂正取消並登録 七頁

## 告 示

◆鳥取縣告示第八十二號  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル農用カーバイト瓦斯發生裝置ノ最高販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

名 柄	規 格	單 位	製造業者 最高販賣 價格	小賣業者 最高販賣 價格
伊藤式カーバイト瓦斯發生裝置	本体高 七三釐 直徑四〇釐	一臺	九〇圓	一〇五圓

一 本表價格ハ製造業者ノ工場渡價格トシ當該製造工場ヨリ小賣業者迄ノ運賃實費ハ別ニ加算シ得ルモノトス  
二 販賣業者ガ調節試用ヲ行ヒタル上引渡ス場合ハ本表價

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十九年二月二十五日 第一千五百四號 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

格ニ六圓ヲ加算シ得ルモノトス  
 三 本告示後主務大臣別ニ價格ヲ指定シタル場合ハ本價格  
 ハ之ヲ適用セズ

◆鳥取縣告示第八十三號

鳥取縣櫛實棕椶皮棕椶葉集荷取扱要綱左ノ通定ム

昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣櫛實棕椶皮棕椶葉集荷取扱要綱

第一 本縣内ニ於ケル櫛實、棕椶皮、棕椶葉(新葉ヲ除ク)  
 ノ生産者ハ其ノ生産セル櫛實棕椶皮棕椶葉(新葉ヲ除ク)  
 ヲ鳥取縣森林組合聯合會ニ引渡スモノトス  
 第二 鳥取縣森林組合聯合會ハ第一ニ依リ引渡ヲ受ケタル  
 櫛實ヲ日本木蠟工業組合聯合會ノ指定セル場所ニ於テ同  
 聯合會ニ棕椶皮、棕椶葉(新葉ヲ除ク)ハ日本特殊林産物  
 統制株式會社ニ引渡スモノトス

第三 鳥取縣森林組合聯合會ハ毎年度ノ櫛實取扱豫定數量  
 ヲ生産地及等級別ニ九月末日迄ニ縣並日本木蠟工業組合  
 聯合會ニ棕椶皮棕椶葉(新葉ヲ除ク)ハ生産見込數量ヲ前  
 年度一月末日迄ニ縣並日本特殊林産物統制株式會社ニ報  
 告スルモノトス  
 第四 鳥取縣森林組合聯合會ハ毎年度ノ櫛實、棕椶皮、棕  
 椶葉(新葉ヲ除ク)集荷量ヲ翌年度四月十日迄ニ縣ニ報告  
 スルモノトス

◆鳥取縣告示第八十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル文化飯櫃ノ  
 販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年五月鳥取縣告示第四百一號ハ之ヲ廢止ス  
 昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

番號	材質	規 格		單 位	製 造 者 販 賣 價 格	販 賣 者 販 賣 價 格
		口 徑	高			
一號	杉白胴	一尺四寸	八寸五分	一箇	八圓四四	一〇圓一三
二號	同	九寸一分	七寸五分	同	六、七〇	八、〇四
三號	同	七寸九分	六寸五分	同	五、二八	六、三三
四號	同	六寸八分	五寸五分	同	四、一三	四、九六

本表價格ハ賣主店先渡價格ニシテ荷造費及運賃ハ買主ノ負擔トス

◆鳥取縣告示第八十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル竹製雨樋受  
 ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

竹製雨樋受最高販賣價格

品 名	製造業者 最高販賣 價格		卸賣業者 最高販賣 價格		小賣業者 最高販賣 價格	
	價格	價格	價格	價格	價格	價格
竹製雨樋受	一六錢	一九錢	一六錢	一九錢	一三錢	一六錢
一 本表價格ハ竹製ニシテ竹ノ長一尺三寸巾五分ノモノニ シテ鋸又ハ釘ニテトメ防水用塗料ヲ施シタルモノニ適用 ス						
二 製造業者最高販賣價格ハ製造業者庭先又ハ倉庫渡價格 トス						

三 卸賣業者最高販賣價格、小賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價格トス

◆鳥取縣告示第八十六號

昭和十九年ノ種馬配合検査ヲ左記日割ニ依リ實施ノ旨鳥取種馬所長ヨリ通告アリタリ

昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

種馬配合検査ノ場所及期日

検査場	検査期日	検査時刻	摘要
名 稱	位 置		
若 櫻	八頭郡若櫻町 家畜市場	三月八日 自午前九時 至正午	
鳥 取	鳥取市卯垣 因幡種付場	三月九日	
倉 吉	東伯郡倉吉町 家畜市場	三月十四日	

下郷	本所	淀江	御來屋	大高	米子	幡郷	八郷	米澤	多里	山上
下郷村 下郷種付場	成美村 種馬所	西伯郡淀江町 家畜市場	御來屋町 同	大高村 大高種付所	米子市勝田町 家畜市場	西伯郡幡郷村幡郷種付所	日野郡八郷村八郷種付所	米澤村 米澤種付所	多里村 多里種付所	山上村 山上種付場
三月十日	三月十一日	三月十三日	三月二十一日	三月十五日	三月二十一日	三月十六日	三月十七日	三月十八日	三月十九日	三月二十日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

注 意  
一本検査ニ馬ヲ牽付ケル人ハ印鑑、血統書又ハ蕃殖證明書、陸軍貸付馬ニアリテハ馬籍謄本寫ヲ携帯スベシ

◆鳥取縣告示第八十七號

牧野法第一條ノニ依リ左ノ牧野ヲ牧野特定地ニ指定セン  
トス依テ直接利害關係ヲ有スル者ニシテ指定ニ對シ異議アルトキハ昭和十九年三月十七日迄ニ意見書ヲ提出スベシ

昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

位置	區 域	面 積	所 有 者
日光村	大字福永字石畑	三〇四番地	日光村
鳥取縣	大字吉原字論手	八番地	栃原部落
日野郡	大字福兼字末鎌南原	三五九番地	日光村
日光村	同	三六〇番地	日光村
同	同	三六二番地	日光村
同	同	三六三番地	日光村

鳥取縣	日野郡	多里村	鳥取縣	日野郡	多里村
同	同	同	同	同	同
九七六四	四八〇〇	二八五六〇	九七六四	四八〇〇	二八五六〇
秋末百太郎 外二十六名	多里村	糸原武太郎	秋末百太郎 外二十六名	多里村	糸原武太郎

鳥取縣	大字 雨瀧字 河谷	九五六番地	
岩美郡	同	九五七番地	一一六四〇 太田爲十郎
大茅村	同	九五八番地	外一名
合計			九六七六四

鳥取縣告示第八十八號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 建築主ノ住所氏名 鳥取市大工町頭二二 兒 島 鷲
- 一 建築物ノ所在地 鳥取市大工町頭二二 店舖併用住宅

產婆名簿訂正者左ノ如シ

昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

前住所共 岩美郡大岩村大字岩本一〇五二ノ三  
 前開業地  
 新住所共 岩美郡福部村大字湯山七六番地  
 新開業地  
 昭和十八年八月二十日住所並開業地  
 共變更ニ依リ昭和十九年二月十日  
 願ニ對シ同年二月十七日訂正

岡 部 絹 子

大正五年二月一日生

鳥取縣告示第九十一號

產婆名簿登錄取消者左ノ如シ

昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣告示第八十九號

商工經濟會法第五條ノ規定ニ依リ鳥取縣ニ於ケル商工經濟會ノ會員タル資格ヲ有スル者鳥取市東町濱谷金治外二千七百十七名ヲ指定ス右名簿ハ當廳ニ備置キ縦覽ニ供ス

昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

ノ豊地

住所 鳥取縣東伯郡下北條村大字下神百九拾番地  
 開業地 鳥取縣東伯郡高城村大字上福田

昭和十九年一月十八日死亡ニヨリ一月卅

一日名簿登錄取消方願出ニ對シ昭和十九年二月七日取消

根 鈴 徳 子

大正六年十二月十三日生

鳥取縣告示第九十二號

產婆名簿登錄取消者左ノ如シ

昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

住所 鳥取縣岩美郡津ノ井村大字杉崎六二八番  
 地ノ四

昭和十八年十二月二十日長野縣上伊郡美篤村  
三三四三番地ノ一ニ轉住ノ爲十一月三日付名  
簿取消方出願ニ對シ同年十一月九日取消

伊 藤 靜 枝

◆鳥取縣告示第九十三號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十九年二月二十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

本籍 鳥取縣東伯郡倉吉町大字福音吉町三六番屋敷  
住所 本籍地ニ同ジ

昭和十九年二月八日  
第九〇一號登錄

表 節 子

明治四拾年六月貳拾五日生

# 鳥取縣公報

第五百五號

大 昭 日

## 目 次

- 條 例 ..... 一頁
- 告 示 ..... 一頁
- 昭和十八年度及昭和十九年度追加豫算要領.....三頁
- 縣稅檢査章返納並交付.....六頁
- 醫藥品調査員指定.....七頁
- 機船底曳網整理轉換補助規程廢止.....八頁

## 一 條 例

◆鳥取縣條例第一號

臨時鳥取縣稅不動態取得稅措置ニ關スル條例左ノ通定ム

昭和十九年二月二十九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

臨時鳥取縣稅不動態取得稅措置ニ關スル條例

第一條 左ノ産業團體ニ關スル法律ノ施行ニ因ル組合等ノ  
改組統合ニ伴ヒ解散スル法人又ハ吸收セラルル法人ヨリ  
左ノ團體ガ承繼スル不動態ノ取得ニ關シテハ鳥取縣稅賦  
課徵收條例ノ規定ニ拘ラズ不動態取得稅ハ之ヲ賦課セズ  
道府縣農業會  
市町村農業會

鳥取縣公報 每週 曜日發行(休日ニ當ル)  
火金 曜日發行(時ハ翌日)

昭和十九年二月二十九日  
第千五百五號

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可